## 第8回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

と き:平成16年1月14日(木)

午前11時~

ところ:栗駒町役場 会議室

次第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶 高橋 義雄 委員長
- 3 案 件
  - 1)議会議員の定数及び任期等検討小委員会報告書について

- 2) その他
- 4 閉会の挨拶 白鳥 一彦 副委員長
- 5 閉 会

# 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

第8回/討議資料

栗原地域合併協議会

## 議会議員の定数及び任期等検討小委員会報告書

平成15年9月19日の第4回栗原地域合併協議会において付託決定された 議会議員の定数及び任期等の取扱いについては下記のとおり検討したので報告 します。

記

- 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び 公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙 区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域 7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町 の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、 花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市 を1つの区域として選挙を行うものとする。

栗原地域合併協議会 会長 菅 原 郁 夫 殿

平成16年 1月15日報告

栗原地域合併協議会 議会議員の定数及び任期等検討小委員会 委員長 高 橋 義 雄

## 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の協議経過報告書

## 1 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の設置

栗原地域合併協議会の小委員会として、「議会議員の定数及び任期等検討小委員会」が設置された。設置年月日、目的、付託事項等は下記のとおりである。

- (1)名 称 議会議員の定数及び任期等検討小委員会
- (2)設置年月日 平成15年9月19日
- (3)目 的 議会議員の定数及び任期の取扱い等についての検討
- (4)付託事項 地方自治法による原則及び合併特例法による特例措置も含め、新市の望ましい議会議員の定数、任期等を検討する。
- (5)委員数 議会議員10名・学識経験者10名
- (6)委員名簿

( <del>,</del>												
				区分						X	分	
	第7条第1項第2号(議会議員)				第	第7条第1項第3号(学経委員			圣委員)			
1	石	Ш	正	運(議員)	築館	11	長名	川	厚	子	(学経)	築館
2	高	橋	義	雄(議員)	若柳	12	Ξ	浦	徹	也	(学経)	若柳
3	千	葉	伍	郎(議員)	栗駒	13	佐	藤	多题	县子	(学経)	. 栗駒
4	佐	藤	幸	生(議員)	高清水	14	海老	色田	慶	子	(学経)	高清水
5	佐	藤	重	美(議員)	一迫	15	白	鳥	文	雄	(学経)	一迫
6	佐々	7木	幸	男(議員)	瀬峰	16	津	藤	或	男	(学経)	瀬峰
7	菅	原		登(議員)	鶯沢	17	須	藤		茂	(学経)	鶯沢
8	高	橋	光	治(議員)	金成	18	後	藤	和	廣	(学経)	金成
9	遠	藤		實(議員)	志波姫	19	白	鳥	_	彦	(学経)	志波姫
10	茂	泉	文	男(議員)	花山	20	中	條	彦	登	(学経)	花山

## 2 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の開催概要

第1回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年10月5日(日)午後4時開会 午後5時20分閉会
- 2 場 所 築館町役場 2階講堂
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名協議会長事務局7名

## 4 協議経過

(1) 役員の選出

協議の結果、小委員会委員長に若柳町の高橋義雄委員、副委員長に志波姫町の白鳥一彦委員を選出。

(2) 議会議員の定数及び任期等の検討 事務局より、「特例を適用しない場合(法廷定数30人以内(以下「本則選挙」)」 「定数特例を適用する場合(60人以内)(以下「定数特例」)」「在任特例を適用する場合(以下「在任特例」)」及び「選挙区の設置」等についての説明を受け、その後各委員から以下の質疑があった。

- ・公職選挙法で選挙区の設置が認められていて、人口に比例して定数を定めることと、合併特例法で人口に比例しないで定数を定めることができることの解釈の仕方は。
- ・合併後の設置選挙と4年後の2回目の選挙では選挙区を替えることは出来ない のか。
- ・選挙区とは旧町村単位のことか。

これらについては、事務局からそれぞれ再度説明を受け委員相互において 確認した。

#### (3)今後のスケジュールの確認

おおむね4回を目途に協議し、12月11日の第9回の協議会へ報告を目指すことを確認した。

	内容	日 程
2 回	各委員の定数及び任期等の意見を発表する	10/24
3 回	おおむね意見を調整する	11/3の週
4回	各委員の意見を統一する	11/24の週

#### 第2回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年10月24日(金)午後1時30分開会 午後4時13分閉会
- 2 場 所 築館町ふるさとセンター
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名事務局11名

#### 4 協議経過

各委員の定数の取り扱いに対する意見 (「本則選挙」「定数特例」「在任特例」)等の交換をし、具体的な協議は次回行うこととした。

#### 第3回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月 2日(日) 午後6時開会 午後8時05分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員20名事務局8名

#### 4 協議経過

前回に引き続き各委員の定数の取り扱いに関する意見の再確認と、主に「在任特例」について協議をした。再確認後の各委員の意見の人数は次の表の通り。

		本則選挙	定数特例	在任特例	計
I	人数	10人	9人	1人	20人

協議結果、在任特例は一時棚上げをすることとし、次回は「本則選挙」と「定数特

例」についてを重点的に協議することにした。

#### 第4回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月25日(火) 午後3時開会 午後5時53分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名 事務局9名

#### 4 協議経過

「本則選挙」と「定数特例」についてを重点的に協議した。

協議の中で、「小規模町村に配慮するには、定数特例で、旧町村毎の選挙区にし、 旧町村に議席を確保する方法がよい」「大きい町村だからといって議席を多くとれる とは限らない」「対等合併なのだから、選挙区を設けず本則選挙がよい」「アンケー トは本則選挙が多い」など意見が出た。

さらに協議を進めた結果、「本則選挙を主張しすぎると合併が壊れるおそれがあるので、定数特例もやむをえない」等の意見が出て、「定数特例」の意見が多数を占めた。

次回は、「定数特例」に「選挙区」を設ける場合と設けない場合について、検討するということにした。

#### 第5回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月27日(木) 午前10時開会 午後1時30分閉会
- 2 場 所 一迫町役場 2 階大会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名 事務局8名

#### 4 協議経過

「定数特例」に「選挙区」を設ける場合と、設けない場合についてを重点的に協議した。

会議の中で、「小規模町村に配慮するには選挙区を設けるべきである」「選挙区を設けて一人の議席を確保することが小規模町村への配慮と言えるか疑問」「各町村から確実に議員を選出するには選挙区を設けるべきである」「栗原全体を見渡せる議員を選出するためには選挙区は不要である」「選挙区を設けないなら定数特例を選択する必要はない」等の意見が出て、意見の一致には至らなかった。

#### 第6回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年12月11日(木) 午前9時30分開会 午後1時15分閉会
- 2 場 所 金成町役場 3 階会議室
- 3 出席者 小委員会委員20名事務局9名

#### 4 協議経過

前回重点的に協議した「定数特例」の、旧町村単位に選挙区を設ける場合と、設けない場合について再度協議した。協議では「選挙区を設けるべきとする委員の数が多いので尊重すべき」「地域審議会の設置により住民のまちづくりへの意見反映はできるので、選挙区は設けなくてよい」などの意見があった。

また、「小委員会の意見を二つ併記して合併協議会に報告してはどうか」という 意見も出たが、協議の結果「小委員会の意見は一本化して協議会へ報告する」とし た。

次回小委員会は、旧町村単位に選挙区を設けるかどうかについて協議し、その後に議会議員の定数を協議することとした。

#### 第7回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年12月26日(金) 午後1時開会 午後5時10分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名 事務局8名

#### 4 協議経過

前回重点的に協議した「定数特例」に選挙区を設けるかどうかについて、再度協議をした結果、「旧町村単位に選挙区を設ける」ことに意見が一致した。

次に選挙区毎の定数をどうするかについて協議により、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人で計45人とすることで、意見が一致した。

また、「定数特例については最初の選挙のみということを明文化して欲しい」「選挙区についても最初の選挙のみ」と意見があった。

次回の合併協議会の前に再度小委員会を開催し最終的な報告書を確認することとした。

#### 第8回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成16年 1月15日(木) 午前11時開会 午後0時閉会
- 2 場 所 栗駒町役場 会議室
- 3 出席者 小委員会委員18名、欠席委員2名 事務局10名
- 4 協議経過

報告書の最終確認

#### 3 検討結果

- 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

以上、栗原地域合併協議会 議会議員の定数及び任期等検討小委員会における協議経過報告といたします。

例」についてを重点的に協議することにした。

#### 第4回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月25日(火) 午後3時開会 午後5時53分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名 事務局9名

#### 4 協議経過

前回棚上げした「在任特例」については協議の結果選択しないこととし、「本則選挙」と「定数特例」についてを重点的に協議した。

協議の中で、「小規模町村に配慮するには、定数特例で、旧町村毎の選挙区にし、 旧町村に議席を確保する方法がよい」「大きい町村だからといって議席を多くとれる とは限らない」「対等合併なのだから、選挙区を設けず本則選挙がよい」「アンケー トは本則選挙が多い」など意見が出た。

さらに協議を進めた結果、「本則選挙を主張しすぎると合併が壊れるおそれがあるので、定数特例もやむをえない」等の意見が出て、「定数特例」の意見が多数を占めた。

次回は、「定数特例」に「選挙区」を設ける場合と設けない場合について、検討するということにした。

#### 第5回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月27日(木) 午前10時開会 午後1時30分閉会
- 2 場 所 一迫町役場 2 階大会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名 事務局8名

### 4 協議経過

「定数特例」に「選挙区」を設ける場合と、設けない場合についてを重点的に協議 した。

会議の中で、「小規模町村に配慮するには選挙区を設けるべきである」「選挙区を設けて一人の議席を確保することが小規模町村への配慮と言えるか疑問」「各町村から確実に議員を選出するには選挙区を設けるべきである」「栗原全体を見渡せる議員を選出するためには選挙区は不要である」「選挙区を設けないなら定数特例を選択する必要はない」等の意見が出て、意見の一致には至らなかった。

#### 第6回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日 (木) 午前 9 時30分開会 午後 1 時15分閉会
- 2 場 所 金成町役場3階会議室
- 3 出席者 小委員会委員20名 事務局9名